

○経済産業省告示第八十八号

輸入貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第七十七号）第二条第一項第一号ハの規定に基づき、平成十二年通商産業省告示第七百九十号（輸入貿易管理規則第二条第一項第一号ハの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十一年三月三十日

経済産業大臣 世耕 弘成

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
輸入貿易管理規則第二条第一項第一号ハの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める貨物は、次に掲げるもの（無償で輸入しようとするものを除く。）とする。	輸入貿易管理規則第二条第一項第一号ハの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める貨物は、次に掲げるもの（無償で輸入しようとするものを除く。）とする。

関税率表 の番号等	品 目
[略]	
<u>2008・99-</u>	<u>海藻の調製食料品のうち、砂糖を加え</u>
<u>2-(1)-B</u>	<u>たもの</u> （ひとえぐさ属、あおさ属（たれつあおのり、ひらあおのり、きぬいとあおのり、ぼうあおのり、うすばあおのり、みなみあおのり又はすじあおのりに限る。）、ごへいこんぶ属、こんぶ属（あつばすじこんぶを除く。）、まくれあまのり属、あかねぐものり属、ポルフィラ属、あまのり属又はべにたさ属のものに限る。）

関税率表 の番号等	品 目
[略]	
<u>2106・90-</u>	<u>海藻の調製食料品</u> （ひとえぐさ属、あ
<u>2-(2)-E</u>	おさ属（たれつあおのり、ひらあおのり、きぬいとあおのり、ぼうあおのり、うすばあおのり、みなみあおのり又はすじあおのりに限る。）、ごへいこんぶ属、こんぶ属（あつばすじこんぶを除く。）、まくれあまのり属、あかねぐものり属、ポルフィラ属、あまのり属又はべにたさ属のものに限る。）

<u>2008・99-</u>	<u>海草の調製食料品（ひとえぐさ属、あ</u>	
<u>2-(2)-B</u>	<u>おさ属（たれつあおのり、ひらあおの</u> <u>り、きぬいとあおのり、ぼうあおのり</u> <u>、うすばあおのり、みなみあおのり又</u> <u>はすじあおのりに限る。）</u> 、 <u>ごへいこ</u> <u>んぶ属、こんぶ属（あつばすじこんぶ</u> <u>を除く。）</u> 、 <u>まくれあまのり属、あか</u> <u>ねぐものり属、ポルフィラ属、あまの</u> <u>り属又はべにたさ属のものに限り、関</u> <u>税率表第2008・99の2の(1)のBに掲げる</u> <u>ものを除く。）</u>	<u>[新設]</u>
備考 表中の「」の記載は注記である。		